

政令 第三十四号

東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町」に改め、同表千葉県の前項中「松戸市」を「松戸市 野田市」に、「東金市」を「東金市 柏市」に改め、同表に次のように加える。

長野県	下高井郡野沢温泉村
-----	-----------

附 則

この政令は、公布の日から施行する。